

平成27年第1回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 会 平成27年 3月13日 午前10:00

○閉 会 午後 5:02

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 兼新庁舎建設室長 幸 村 公 明
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 兼教育総務課長 菅 原 一	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 (部長待遇) 関 谷 良 広
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成27年第1回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成27年3月13日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 2号 潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について
- 日程第 2 議案第 3号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）について
- 日程第 3 議案第 4号 潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 4 議案第 5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 6号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 7号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 8号 潟上市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 9号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第10号 潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第11号 潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第12号 潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例（案）について
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）について

- 日程第 28 議案第 30 号 平成 26 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 29 議案第 31 号 平成 27 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れ
について
- 日程第 30 議案第 32 号 平成 27 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れにつ
いて
- 日程第 31 議案第 33 号 平成 27 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り
入れについて
- 日程第 32 議案第 34 号 平成 27 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 33 議案第 35 号 平成 27 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 34 議案第 36 号 平成 27 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 35 議案第 37 号 平成 27 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 36 議案第 38 号 平成 27 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 37 議案第 39 号 平成 27 年度潟上市下水道事業特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 38 議案第 40 号 平成 27 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
(案) について
- 日程第 39 議案第 41 号 平成 27 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 40 議案第 42 号 平成 27 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 41 議案第 43 号 平成 27 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 42 議案第 44 号 平成 27 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 43 議案第 45 号 平成 27 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について

- 日程第 4 4 議案第 4 6 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 4 5 請願第 1 号 T P P 交渉に関する請願
- 日程第 4 6 請願第 2 号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第 4 7 請願第 3 号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願
- 日程第 4 8 陳情第 1 9 号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情
- 日程第 4 9 陳情第 2 4 号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情
- 日程第 5 0 陳情第 2 5 号 「集団法自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書
- 日程第 5 1 陳情第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 5 2 陳情第 2 号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情
- 日程第 5 3 陳情第 3 号 介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情
- 日程第 5 4 陳情第 4 号 集団法自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書
- 日程第 5 5 陳情第 5 号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書
- 日程第 5 6 選挙第 1 号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 5 7 発議第 2 号 まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の設置に関する決議

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりですが、日程第56、選挙第1号と、日程第57、発議第2号が追加されております。

なお、欠員となっておりました総務文教常任委員会副委員長に堀井克見議員が選出されておりますので、ご報告致します。

【日程第1、議案第2号 潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について から 日程第55、陳情第5号 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書まで】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、議案第2号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）についてから日程第55、陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書までを一括議題とします。

各常任委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）、特別会計への繰り入れ、市道路線の認定及び変更、請願・陳情については、議案ごとに採決まで行いますが、平成26年度各会計補正予算（案）及び平成27年度各会計予算（案）については、質疑までとし、委員長報告が全て終了後に討論、採決を行います。

報告の順番は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。16番大谷貞廣総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成27年3月3日、4日、5日

出席委員 佐々木嘉一、西村 武、千田正英、鈴木斌次郎、堀井克見、大谷貞廣
説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、
各関係課長

書記 議会事務局 鷹島綾子さんをお願いしています。

審査の経過と結果

議案第2号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
(案) について

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼稚園、保育園及び認定こども園
等の利用者負担額等を定めるため必要な事項について制定するものであります。

委員からは、利用者負担額の減免理由「特に必要と認めた場合」の具体例について質
問があり、当局からは、病気で働くことができなくなった場合など、収入の著しい変化
を想定しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(案)について

本条例は、子ども・子育て支援法第87条の規定に基づき、過料を科することに關し必
要な事項を定めるものです。

委員からは、過料を科する場合、金額をどのように決定するののかとの質問があり、当
局からは、「あきらかに悪質」と判断される場合に10万円を科することで考えていると
の回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整備に関する条例(案)について

本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に
伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、潟上市教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例は今もあるのかとの質
問があり、当局からは、今まで教育長の勤務時間は「潟上市職員の勤務時間、休暇等
に関する条例」で定めていたが、教育長が一般職から特別職に変更になることから、条例
も変更になるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例（案）について

本条例は、生活困窮者自立促進事業の実施に伴い、生活困窮者自立支援調整会議を設置し、その委員を委嘱するため、また、これまで学校医に含めていた学校歯科医を明文化するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、生活困窮者自立支援調整会議の根拠と委員数について質問があり、当局からは、生活困窮者自立支援法の施行により設置するものであり、委員数は12名以内との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について

本条例は、行政手続法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、本市で実施している許認可事務の件数について質問があり、市の許認可事務を含む行政手続に関する事務の件数は、約800件との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市情報公開条例の一部を改正する条例（案）について

本条例は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）について

本条例は、子ども・子育て支援法第59条第1項第10号の規定により新たに創設される一時預かり事業を、潟上市立幼稚園及び潟上市立認定こども園において実施することから、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例（案）について

本条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例の全部を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）について

本条例は、潟上市地域審議会の設置期間が平成27年3月31日で終了することから、条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）について

本条例は、子ども・子育て支援法施行規則において、保育の実施基準が定められたことに伴い、条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,322万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億2,028万9,000円とするものです。

第2表繰越明許費補正のうち、2款7項地域住民生活等緊急支援交付金事業費は、地方創生事業1,283万6,000円です。

歳入の主なものについて申し上げます。

9款1項地方交付税8,080万7,000円は普通交付税で、当初交付決定額と予算計上済額との差額と、国の経済対策補正予算による追加交付決定額を予算計上するものです。

13款2項7目総務費国庫補助金1億3,264万4,000円は、地域住民生活等緊急支援交付金です。

委員からは、交付金の算定根拠について質問があり、人口や財政力指数などの客観的な指標を用いて算定されたもので、国から示された上限額であるとの回答がありました。

18款1項繰越金2億1,182万円は、前年度繰越金です。

20款1項市債は9,640万円の減で、主なものは農業基盤整備事業債です。

委員からは、農業基盤整備事業債の減額理由について質問があり、当局からは、25年度の国の経済対策補正予算で事業採択され3月補正で予算計上していたが、26年度当初予算に既に計上していたため、二重計上分を減額したとの回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項20目基金費は1億1,200万3,000円で、主なものは財政調整基金積立金です。

2款7項1目地方創生事業費は1,283万6,000円で、人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務委託料929万2,000円が主なものです。

委員からは、人口ビジョン策定の目的について質問があり、当局からは、庁内・市民委員会・議会で潟上市の戦略をつくり上げるため、膨大なデータを収集・調査・分析し、それをもとに目指すべき将来の方向及び人口の将来展望を導き出すことを目的とするとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152万1,000円とするものです。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107万9,000円とするものです。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112万5,000円とするものです。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億6,400万円と定めるものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税24億7,879万4,000円は、前年度対比で0.4%の減です。このうち市民税が1.4%の増、固定資産税が3.8%の減、市たばこ税が1.1%の減です。

2 款地方譲与税 1 億2,700万円は、前年度対比3.1%の減です。

6 款地方消費税交付金 3 億2,300万円は、前年度対比で15%の減です。

9 款地方交付税63億1,313万6,000円は、前年度対比で1.1%の増です。普通交付税が59億1,313万6,000円、特別交付税が4億円です。

11 款 1 項 1 目民生費負担金 2 節保育料負担金は、1億3,524万円です。

13 款 2 項国庫補助金の本委員会所管分の主なものは、1 目 1 節総務費補助金3,749万

2,000円です。

14款2項県補助金の本委員会所管分の主なものは、2目4節児童福祉費補助金のうち、すこやか子育て支援事業費補助金2,839万円です。

3項1目総務費委託金の本委員会所管分の主なものは、2節徴税費委託金4,464万4,000円です。

17款2項基金繰入金2億2,130万円の主なものは、市役所庁舎建設基金繰入金1億1,930万円と合併振興基金繰入金1億円です。

18款繰越金4億1,000万円は、前年度繰越金です。

20款市債14億8,920万円の主なものは、公共交通施設整備事業債1億1,810万円、道路整備事業債1億6,570万円、防災行政無線整備事業債1億9,620万円、中学校整備事業債4億40万円、臨時財政対策債4億3,700万円です。

委員からは、地方交付税が増額になっている理由について質問があり、当局からは、普通交付税については経済対策などもあり、合併算定替の縮減による1億3,000万円の減額を考慮しても26年度並みの交付額となり、交付税は減らないと見込んでいるとの回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

1款議会費2億1,096万円の主なものは、議員報酬、職員の人件費です。

2款1項総務管理費17億3,915万3,000円の本委員会所管分の主なものは、職員人件費のほか、一般管理費では例規整備支援等委託料、広報費では広報発行の印刷製本費、財産管理費では庁舎の維持管理費、企画振興費では総合計画策定支援業務委託料、電子計算費ではシステム更新及び機器の保守管理委託料、自治振興費では妹川浜集会所整備工事費、自治会活動推進費補助金、生活交通費では地域公共交通網形成計画策定委託料、マイタウンバス購入費、大久保駅駐車場整備工事費、駅舎改築事業負担金、市役所庁舎整備事業費では新庁舎建設工事費、市制施行10周年記念事業費では記念式典・祝賀会関連の委託料、旧八郎潟ハイツ整備事業費では基本設計委託料です。

委員からは、地域公共交通網形成計画策定委託料について質問があり、当局からは、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的に法律改正が行われ、これを受け、市でも計画を策定するもので、この策定委託料は公共交通の実態調査がメインとなっており、鉄道、バス利用者への聞き取り調査や市民を対象にしたアンケート調査などが含まれているとの回答がありました。

また、財産管理費が増額していることについて質問があり、当局からは、天王、昭和、飯田川、新庁舎の4庁舎分が計上されており、新庁舎分は6,488万9,000円であるとの回答がありました。

さらに、旧八郎潟ハイツ整備事業の基本設計について質問があり、当局からは、未来づくり交付金について県と協議中であることから、事業の見通しがつくまで予算執行を控えるとの回答がありました。

2項徴税費1億1,430万7,000円の主なものは、職員の人件費及び各種委託料です。

4項選挙費3,000万2,000円の主なものは、県議会議員選挙費です。

5項統計調査費5,016万円の主なものは、地籍調査に係るものです。

6項監査委員費708万円の主なものは、監査委員報酬及び職員の人件費です。

3款2項児童福祉費16億373万3,000円のうち本委員会所管分の主なものは、児童館費では管理運営費等、保育園費では管理運営費等、放課後児童健全育成費では放課後児童クラブ運営費等、地域子育て支援センター費では職員の人件費等です。

5款1項労働諸費のうち勤労青少年ホーム管理費586万5,000円は、勤労青少年ホームの管理に係る経費です。

10款1項教育総務費1億8,456万円の主なものは、事務局費では職員の人件費と各種負担金及び補助金、外国青年招致事業費では外国語指導助手給料です。

2項小学校費2億8,685万4,000円の主なものは、学校管理費では小学校6校の管理運営費とアスベスト調査委託料、教育振興費では教材備品等の購入費及び扶助費、学校整備事業費は飯田川小学校改修工事実施設計委託料です。

3項中学校費5億8,257万7,000円の主なものは、学校管理費では中学校3校の管理運営費とアスベスト調査委託料、教育振興費では教材備品等の購入費及び扶助費、学校整備事業費では羽城中学校大規模改修工事費です。

委員からは、アスベスト調査についての質問があり、当局から、法律改正に伴い新たに追加となった項目について、大規模改修を控えている学校の石綿含有建築資材の使用を調査するとの回答がありました。

また、羽城中学校大規模改修工事の内容について質問があり、当局からは、校舎棟については防水改修、各教室の改修、視聴覚ホールの吊り天井の改修、体育館については屋根の改修、武道館については吊り天井の改修が主なものとの回答がありました。

4項幼児教育費1億705万7,000円の主なものは、幼児教育総務費では職員の人件費及

び各種補助金、幼稚園費では職員の人件費及び管理運営費です。

5 項学校給食費 1 億81万1,000円は、小中学校 9 校分の学校給食に係る経費です。

6 項社会教育費 2 億584万2,000円の主なものは、社会教育総務費では職員の人件費と社会教育団体補助金、生涯学習推進費では石川理紀之助翁検定委託料と盆踊り大会に係る経費、公民館費では公民館及び分館の管理運営費、分館改修工事費、文化財保護費では文化財保護団体への補助金、図書館費では図書館の管理運営と図書購入費です。

委員からは、石川理紀之助翁検定委託料について質問があり、当局からは、特定非営利活動法人八郎プロジェクトへ委託しており、合格認定された伝習士は延べ261人になると回答がありました。

また、分館改修工事について質問があり、当局からは、昭和地区の旧仁山分館及び旧真形分館、旧草生土分館の 3 分館解体整地工事費を計上しているとの回答がありました。

7 項保健体育費 1 億3,156万8,000円の主なものは、市体育協会やスポーツ少年団への補助金、各種スポーツ大会の開催に係る経費及びチャレンジデー実行委員会補助金、体育施設管理運営費と公認更新に係る元木山陸上競技場改修工事費です。

12款公債費15億1,658万2,000円は、元金12億5,787万8,000円、利子 2 億5,870万4,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54万円と定めるものです。

歳入の主なものは、2 款 1 項基金繰入金53万5,000円で、財政調整基金繰入金です。

歳出の主なものは、1 款 1 項総務管理費44万円で、協議会の開催と区有地の維持管理費です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109万1,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、2 款 1 項基金繰入金90万6,000円で、財政調整基金繰入金です。

歳出の主なものは、1 款 1 項総務管理費89万1,000円で、協議会の開催と区有地の維持管理費です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77万7,000円と定めるものです。

歳入の主なものは、2款1項基金繰入金51万1,000円で、財政調整基金繰入金です。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費57万7,000円で、協議会の開催と区有地の維持管理費です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第24号、集团的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情書

本陳情は、閣議決定され、国では法整備等に向けて動いている状況であるため、全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情第25号、「集团的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書

本陳情は、国民の生命や財産を守るという見地から集团的自衛権の行使は必要であるため、全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情第4号、集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書

本陳情は、国民の生命や財産を守るという見地から集团的自衛権の行使は必要であるため、全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事の中止を求める陳情書

本陳情は、前知事が国と話し合いのもと決定した事項であり、新基地建設については既に着工されているため、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第2号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第2号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第3号、潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第6号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市行政手続条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第7号、潟上市行政手続条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市情報公開条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第8号、潟上市情報公開条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第12号、潟上市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第13号、潟上市立幼保連携型認定こども園に関する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第16号、潟上市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第17号、潟上市保育の実施に関する条例を廃止する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 委員長、どうもご苦勞様でした。

補正予算の額が歳入歳出ともに1億1,322万7,000円ということで、大変大きな数字なわけですが。この中で、国庫補助金として1億3,264万4,000円が地域住民の生活等緊急支援交付金ということで示されて交付されておりますけれども、この歳入について、歳出の中で、この1億3,264万4,000円の地方創生の先行型に5,090万2,000円、地域消費喚起型には8,174万円と、こういうふうな予算計上されておりますけれども、もう既にこれ、歳入として、歳出、補正後、この3月定例会の前に決定されてるはずですので、臨時議会等を開催し、事業を速やかに執行すべきではなかったかと思うけれども、その辺についての委員会での話し合いはなされたかどうか、その辺をお聞きしたいということと、歳出の報告の中で、道の駅の4,000万円、共通商品券7,871万8,000円という数字が説明されておらない。委員会の審議内容がわからないということで、その辺について、どのような審議されて全会一致で原案どおり可決したものか、ご説明をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 1番目のことなんですけれども、その点についてはしておりませんでした。

道の駅の方の、ちょっと待ってくださいね。

○議長（伊藤榮悦） 16番さん、暫時休憩しますか。

暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

.....
午前10時47分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） どうも失礼しました。

道の駅の件は総務文教の方の所管ではないようなんです。そこをひとつ宜しく。産建の方となっておりますので、宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） もう一つあったんじゃないんですか。商品券とか。これも同じですか。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） ええ、そこも。

○議長（伊藤榮悦） わかりました。

ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算(案)について質疑を行います。14番。

○14番(佐藤義久) 委員長、ご苦労様でした。

2款の総務費1項の総務管理費11目生活交通費の19節負担金及び交付金1億4,201万4,000円のうちの駅舎改築事業負担金ですが、1億401万4,000円についてであります。どのような駅舎か、図面の提示、閲覧など、ご覧になられたでしょうか。私どもにも、もし配付されておるものであればコピーなどを配付してほしいと思い、何も知らずに賛成できるものではないと思います。私も一般質問してお答えをいただいて、33坪の鉄骨造、大屋根のすばらしいものとのことでイメージはしたものの、平面図とか外観図、当然配付すべきものであると私は思います。議長、二つに分けて、まずとりあえずこの点についてお答えいただきたい。

次にありますので、分けていいですか。分けてほしいって言ってます。

○議長(伊藤榮悦) 一緒に、1と2と。

○14番(佐藤義久) それではもう1点ですが、17目の旧八郎潟ハイツ整備工事費13節委託料の864万円についてです。委員長の報告では、予算執行を控えるという条件を付

しての全会一致と伺いました。議長、議員必携の（3）で、表決の条件の禁止とあります。標準規定第8章、表決第80条に、表決は条件を付してつけることができないという条項に違反したものと思われまますので、議長においてはその条件を採択することはできないともされております。あつてはならないとしておりますので、この点どのように取り計らうか。これが結果的、法的に効果も根拠もない。市長、法的に拘束するものではなく、道義的に尊重されるべき議会意思の表明に過ぎないとしております。したがって、議会運営委員会に諮り、適切な処置を講じてもらってはと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） それでは、まず1番についての久保駅の件についてと、それから八郎瀉ハイツの件についての、それが審査されたかどうか、経緯と結果についてお答えください。16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

久保駅舎に関しては、久保駅舎に1億401万4,000円のこれは、JRの負担金として納めるものでございますけれども、駅舎の仕様とかそういうものの図面はいただいておりますけれども、これは設計途中でありまして、鉄骨造りの平屋建て、立体感のある大屋根をかけて、はばたく鳥の羽をイメージしたデザインとなるよう、JRと打ち合わせしているそうです。駅舎全体の面積は約33坪でして、駅舎は、ホーム側と同じ高さにし、広場側にスロープをつけ、トイレは男子用・女子用・障害者用トイレを備える予定で、現在の駅舎は当直室など使用していないスペースがあるため、全体的に小さくなりますが、市民が利用するスペースは今より広がる予定だと。待合室は冷暖房完備して、待合室に隣接するトイレも快適になるようにして、清潔感のある駅舎にしたいと、そういうことでございます。

なお、次の八郎瀉ハイツ。先ほど説明したとおりでございます。

○議長（伊藤榮悦） 2番の方の八郎瀉ハイツの件についての質問ですけれども、いわゆる条件を付しての表決はできないという主張なんですけれども、このことについてはありましたでしょうか。16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） その表決の件については、標規80そういうものいろいろ書かれておりますので、そこを議長、ご理解していただいて説明していただければ幸いですと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 説明をしたんですか。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） その件についてはしておりません。ということは、ちょっと、この八郎潟ハイツの件については、延長時間、1時間と40分ぐらい丁々発止やっておりました。やって、その結果、こういうただいま報告したとおりでございます。

（「議長」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） ちょっとお待ちください。このことについては、ちょっと議長として判断をする必要があると思うんですよ。というのは、条件がついてるのかついてないのかということなんですけども、条件がついてなければこのままいくし、条件がついてるかどうかって検討しなきゃいけないんで、暫時休憩して議会運営委員会を開催致します。

午前 10時57分 休憩

.....

午後 0時06分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

昼食のため、13時30分まで休憩致します。

午後 0時06分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま2番と10番がまだ見えておりませんが、会議を開きます。

議会運営委員会再開のため、暫時休憩致します。

午後 1時31分 休憩

.....

午後 2時08分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。3番。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 議会運営委員会の経過と結果を報告致します。

先ほど、総務文教常任委員長の報告に対し14番佐藤義久議員から、旧八郎潟ハイツの基本設計委託料について、表決に条件を付したのではないかと質問がありました。

「当局からは、未来づくり交付金について県と協議中であることから、事業の見通しが

つくまで予算執行を控えるとの回答がありました」という報告に対して、これは表決の条件の禁止に触れるのではないかという質問でありました。標準会議規則第80条、条件の禁止には、表決には条件をつけることができないという規定があります。その判断について議長が議会運営委員会に諮ったものであります。その結果、以下のとおりであります。

事業の見通しがつくまで予算執行を控えるというのは、当局の回答であり、議員が付した条件ではないと判断致しました。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 14番、それでいいですか。

それでは、ほかにありませんか。4番。

○4番（小林 悟） 委員長、ご苦労様でした。

私から今の内容のところですけども、八郎潟ハイツ、当局からは、未来づくり交付金について県と協議中であるということでありまして、これはいつ頃までかかるのか。それと、事業の見通しがつくまで予算執行控えるとあります。これもあわせて、いつ頃までなのか、当局からの回答がありましたかどうかお答えください。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 当局からは回答はありませんでした。協議中ということでありました。要するにハードルが非常に高いと、そういう回答でございました。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○4番（小林 悟） そうすれば、27年度中とか28年までかかるとかという内容の話ではないということでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 県側がどういう具合に出てくるか、県の方の意思というんですか、そういうものでないかと思っております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 委員長、今、小林さんからも質問ありますけどもね、2億円の交付金がわからないままで予算を計上したということについての、当局ではこの回答の話以外はなかったかどうか。委員からは、取り下げや凍結や、そういう話もあったようにも若干聞いておりますが、その辺の見通しについてさらにお話いただければと思い

ます。

その次には、10ページのアスベストの調査委託料571万4,000円が計上されておりますけども、これの法改正に伴ってさらにこういう予算が計上されておりますけども、その法改正はいつ頃なされて、基準が変わってさらにこれだけのものでは、当然国から県から助成があったのかどうか、その辺の内容についてもお尋ねしたいと思います。

それから、11ページの分館の改修工事についてのところで、仁山分館、草生土分館並びに真形分館の解体費用を計上しておりますが、総額予算幾らになっておりますでしょう。妹川生活センターや羽立神明の生活センター等の解体費用はわかりますが、その辺のところはどうであったか。審議された内容についてご報告いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） アスベストの件については、これいつ、ちょっと待ってください。

○議長（伊藤榮悦） 16番、休憩しますか。

暫時休憩します。

午後 2時14分 休憩

.....
午後 2時16分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） アスベストの法律が改正になったのは平成26年の6月1日に施行されて、これまで義務化されておらなかった保温材、耐火被覆材、断熱材について、それから吹き付けアスベストの措置がなされたということでございます。

それから、何だったか、二つ三つあったども、……昭和地区の3分館の解体費用なんですけども、工事費として1,443万8,000円の計上されております。

○議長（伊藤榮悦） もう一個。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 先ほどの八郎潟ハイツのことは、冒頭報告したとおりでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） ハイツのことについてはよろしいでしょう。

その次のアスベストの件は、私どももうすべての校舎等について対策は終わってると
思っておりました。昨年1月に法が改正されて、この調査委託料があって、これを調
査すると。時間的にも相当経過してるわけですので、なぜ昨年のうちにやらなかったの
か。これ調査をした結果、今度また各小中学校やその他の公共の建物等についてのアス
ベストが発生した場合には、相当のお金がかかるわけで、それらについての国・県の助
成等があるのかどうか、全くの一般財源からのものかどうかということも聞いたけれど
も、答弁はありませんでした。

あとは、この3分館の改修について予算計上は1,443万8,000円というふうなことで
すが、少しお高いような気がしますし、中は何も入ってないわけですから、どのような見
積もりでこうなったのかというその辺のいきさつについても、もう少し詳しくお話して
いただければありがたいです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） アスベストに関しては、その詳しいいきさつとい
うか、そこまでは詰めておりません。ただ、法律の改正に伴って新たに追加となった石綿
についての調査するものと。それから、秋田県の基準に基づいて算出すると。事業規模
については、現地調査を実施しなければはっきりしたことはわかりませんと。校舎等
については防水改修、各教室の改修、視聴覚ホールの、これはちょっと違いますな、以上
でございます。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第42号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について質疑
を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第43号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について質
疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第24号、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 歴代の政府は憲法9条があるから武力行使をするというふうなことはできないというふうな判断でしたけれども、今回の閣議決定というのは、解釈によって武力を行使することができるというふうなことの認識みたいなんですけれども、総務委員会としてはね、この閣議決定に対して、憲法9条に違反するのかもしれないのか、そこら辺の議論はあったのかというふうなことがまず第1点と、それからあと、閣議決定に基づいて法整備に動いてるというふうなことも書いておりますが、どのような法整備を今やろうとしてるのか、その動き、そこら辺については具体的にお話あったのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 国で今、法整備をしているので、当委員会としてはそこまではわかりません。議題にはなりませんでした。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 国の決定に対する解釈はなかったというふうなことのようなんですけれども、じゃあもう一つの2点目のね、閣議決定に基づいて法整備をやっているというふうなことの動きがあるというふうなことなんですけど、これは自衛隊法とか、それから武力攻撃事態法の改正、合わせてつくるものも含めて14本ぐらいあるみたいなんですけども、その中身については具体的にどうのこうのっていうふうなお話あったのかどうか、そこら辺についても、どんな法整備なのかというふうなことについてお話あったのか、そこら辺についても伺いたいと。

○議長（伊藤榮悦） 16番。

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） ありませんでした。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番。

○8番(藤原典男) 私、陳情に賛成する立場からやりますので。

○議長(伊藤榮悦) ちょっと待ってください。

まず、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番。

○8番(藤原典男) 私は、秋田県平和委員会から出されました、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情について、賛成の立場から討論したいと思います。

日本は憲法9条のもと、戦後70年間、自衛隊は他国の国民を一人も殺さずに経過してまいりました。しかし閣議決定は、憲法9条のもとで海外への武力行使は許さないものという、従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものです。地域を限定せず、日本の国が武力攻撃を受けていなくとも、アメリカ及びその同盟国が武力攻撃を受けた場合、後方支援を行い、一緒に他国民を傷つけ、生命を奪うものです。後方支援については、武器弾薬の供給、燃料供給、牽引輸送など、国際的に見ればこれは後方支援といえども戦争行為と判断されるのが常識でございます。日本の若者が他国に行って他国民を傷つけることは、許されません。閣議決定は自衛隊が活動する地域の従来の枠組みを廃止し、地球上のどこの地域にも出かけ、攻撃されれば応戦することになります。アフガン戦争では集団的自衛権を行使して、NATO諸国がおびただしい犠牲者を出したことに示されております。

日本が他国で武器をとり、戦争できる国とする閣議決定及びそれに続く自衛隊法の改正等に反対致します。憲法を破壊し、海外で戦争を目指す閣議決定の撤回を求め、陳情への賛成討論とします。

なお、秋田弁護士会から出されてる陳情、また、秋田・戦争をさせない1000人委員会の陳情提出についても、同趣旨でありますので、同意見であることを述べまして陳情への賛成討論と致したいと思います。

以上であります。

○議長(伊藤榮悦) 原案に反対する発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第24号を採決します。ご注意願いたいのは、この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違えないようお願い致します。陳情第24号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立少数です。したがって、陳情第24号、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情は、不採択することに決定しました。

次に、陳情第25号、「集団法自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第25号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第25号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立少数です。したがって、陳情第25号、「集団的自衛権行使を容認した閣議決定に反対し、撤回を求める意見書」の採択等を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立少数です。したがって、陳情第4号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番(藤原典男) 沖縄の名護市の辺野古基地の建設工事については、この間、名護市長選挙、それから市議会選挙、それから知事選挙とか、衆議院選挙の中で沖縄県民の総意というのは基地反対だというふうなことが、今ご覧のとおりなんですけれども、その選挙の民意をやはり反映するような陳情だと思うんですが、この陳情は民意を反映しているんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺については委員会の中でどのように判断されましたか。

○議長(伊藤榮悦) 16番。

○総務文教常任委員長(大谷貞廣) ありませんでした。

○議長(伊藤榮悦) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言ですが、原案に反対者の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番。

○8番(藤原典男) 私は、秋田・戦争をさせない1000人委員会から出されております、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書について、賛成の立場から討論したいと思います。

沖縄県民は戦後、米軍基地があるために米兵による品行、米軍機の騒音、米軍機の墜落の事故など、危険にさらされてきました。また、ベトナム戦争への前進基地として、平和への願いが大きく踏みにじられてきました。普天間基地からの移設による辺野古への基地建設は、極東における米軍の最大基地としての再編でございます。この間、県民の民意は、名護市長選挙、名護市議選、沖縄知事選挙に続き、さきの衆議院選挙でも、

基地反対の勢力が大勝し、基地はいらないという声が大きく広がっております。県民のこのような民意を、民主主義国家である日本はしっかり受けとめるべきではないでしょうか。

辺地古の沿岸は海草藻場となっており、絶滅危惧類のジュゴンが生息し、甲殻類だけでも36種の新種と25種の日本初記録種が発見された、生物学的に貴重な地域であります。絶滅危惧種であるアオサンゴの大規模な群集も発見されております。このようなきれいな海を埋め立てによって汚し、取り返しのつかない自然を壊すのか、そしてまた、日本の税金をアメリカ軍のために使うことが、やはり私は民意を無視して基地をつくることになるし、それは許されることではないと思います。

以上で、陳情に対する賛成討論を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 次に、原案に反対の発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立少数です。したがって、陳情第5号、沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求める陳情書は、不採択することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番 鑑 仁志社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 平成27年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成27年3月3日、4日

出席委員 澤井昭二郎、戸田俊樹、伊藤正吉、伊藤榮悦、菅原久和、鑑 仁志

説明当局には、市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、部長待遇生活環境課長、各関係課長

書記には、福祉保健部高齢福祉課 鈴木学さんをお願いしています。

審査の経過と結果について報告致します。

議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）につ

いて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

本市においては、平成19年4月1日に地域包括支援センターを指定介護予防支援事業所として指定おります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により策定した第6期潟上市介護保険事業計画に基づき、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、介護保険料の額の見直しについては、保険料基準額の月額を6,500円、標準段階を6段階から9段階に細分化するもので、介護予防・日常生活支援総合事業等については、サービスの受け皿の確保や介護事業所及び市民に対しての周知等に十分な準備期間を要することから、経過措置として実施時期を平成29年3月31日の翌日からとするものであります。

委員からは、介護保険料を9段階に決定するに当たっての基準と、これまでの給付実績等をどの程度考慮しているのかとの質問がありました。

当局からは、国から示された標準段階に基づいて9段階に設定したもので、5期計画における給付実績と今後の高齢者の増加に伴うサービス給付費の増加を推計して保険料を算定したものと説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が一部改正されることに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、小規模多機能型居宅介護や複合型サービスの利用登録定員について「25人以下」を「29人以下」に、利用定員について「15人以下」を「18人以下」とすることを可能とするものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）が一部改正されることに伴い、条例の関係部分を改正するものです。

主な内容は、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用登録定員について「25人以下」を「29人以下」に、利用定員について「15人以下」を「18人以下」とすることを可能とするものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定について

潟上市飯田川社会福社会館の指定管理者に、社会福祉法人潟上市社会福祉協議会を指定するもので、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について

潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者に、社会福祉法人潟上市社会福祉協議会を指定するもので、指定の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について

第2表繰越明許費補正について申し上げます。

9款1項消防費の防災行政無線整備事業7,540万円の繰越は、防災行政無線更新工事でデジタル方式の導入と現在の機器の新庁舎への移転のための工事で、新庁舎開庁に合わせての運用となることから、27年度に繰越して工事を継続するものです。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金2,307万円の減額の主なものは、生活保護費負担金と児童手当負担金の実績見込みによるものです。

14款1項1目民生費県負担金894万3,000円の減額の主なものは、国保保険基盤安定負担金の確定と生活保護費居住地不明者分負担金の対象者の死亡によるものです。

14款2項2目民生費県補助金205万2,000円の減額の主なものは、福祉医療費補助金の実績見込みによるものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項2目障害者福祉費1,683万3,000円の増額の主なものは、介護給付費・訓練等給付費で障害者サービス利用件数の増によるものです。

5目国民健康保険費457万6,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金です。

10目臨時福祉給付費6,726万5,000円の減額の主なものは、臨時福祉給付費の実績見込みによるものです。

9款1項1目消防費2,284万2,000円の減額の主なものは、湖東地区行政一部事務組合負担金消防分及び男鹿地区消防一部事務組合負担金の確定によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,088万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,835万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、3款1項国庫負担金の決算見込みによる8,504万9,000円の減額です。

歳出の主なものは、2款2項1目一般被保険者高額療養費の1,993万3,000円の減額です。

委員からは、国民健康保険税の収納率についての質問があり、当局からは、平成27年2月現在で、現年度の収納率は78.75%、滞納繰越分の収納率は11.81%であり、収納率のアップに向けて今後も努力していくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,771万9,000円とするものです。

歳入は、1款1項後期高齢者医療保険料の減額、歳出は、2款1項後期高齢者医療広域連合負担金の減額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,233万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、7款1項一般会計繰入金232万3,000円の減額、歳出の主なものは、1款3項介護認定審査会負担金の確定による197万2,000円の減額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）について

第2表債務負担行為について申し上げます。

特別養護老人ホーム昭寿苑整備事業補助金は、期間が平成28年度から36年度までの9年間で限度額を2,700万円とし、市内社会福祉法人に対して補助金を交付するものです。

飯田川社会福祉会館等指定管理料は、期間が平成28年度から29年度までの2年間で限度額を387万6,000円とするもので、飯田川社会福祉会館及び飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理料です。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款2項2目衛生手数料6,918万9,000円の主なものは、清掃手数料6,836万9,000円です。

13款1項1目民生費国庫負担金13億7,440万6,000円の主なものは、介護給付費・訓練等給付費負担金2億4,884万1,000円、生活保護費負担金6億5,138万円、児童手当負担金3億2,928万円です。

13款2項2目民生費国庫補助金1億1,237万9,000円の主なものは、子育て世帯臨時特別給付費補助金1,775万9,000円、臨時福祉給付費補助金5,771万4,000円です。

14款1項1目民生費県負担金4億209万6,000円の主なものは、国保保険基盤安定負担金1億875万1,000円と介護給付費・訓練等給付費負担金1億2,352万4,000円です。

14款2項2目民生費県補助金1億8,421万3,000円の主なものは、福祉医療費補助金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項1目社会福祉総務費1億3,211万2,000円の主なものは、地域福祉計画策定委託料324万円、市社会福祉協議会補助金5,238万8,000円、市民生児童委員協議会補助金767万6,000円です。

委員からは、地域福祉計画の策定の進め方についての質問があり、当局からは、住民アンケートの実施や地域での座談会等を通じて市民ニーズを把握し、策定委員会に諮りながら取り組んでいくとの回答がありました。

2目障害者福祉費5億9,703万9,000円の主なものは、介護給付費・訓練等給付費4億8,810万8,000円です。

3目福祉医療給付費2億6,705万1,000円の主なものは、福祉医療費2億5,423万7,000円です。

5目国民健康保険費2億7,619万2,000円は、国民健康保険特別会計への繰出金です。

6目老人福祉費1億2,512万5,000円の主なものは、プラザの湯及び生活支援ハウス等の運営委託料4,579万6,000円、老人クラブ補助金860万8,000円、特養建設費償還助成金1,460万円です。

7目介護保険費5億4,037万1,000円の主なものは、介護保険事業特別会計への繰出金です。

9目後期高齢者医療費4億6,806万4,000円の主なものは、県後期高齢者医療広域連合の負担金です。

3款2項8目児童手当費4億7,558万5,000円の主なものは、児童手当4億7,220万円です。

3款3項2目扶助費8億6,952万1,000円の主なものは、医療扶助費4億7,198万1,000円、生活扶助費2億7,356万1,000円です。

4款1項2目予防費6,861万6,000円の主なものは、各種個別予防接種委託料6,739万1,000円です。

4目成人保健費8,568万3,000円の主なものは、成人健康診査委託料2,975万9,000円、がん検診委託料3,786万5,000円、ピロリ菌検診委託料129万6,000円です。

5目環境衛生費2,710万1,000円の主なものは、墓地公園管理委託料等の541万7,000円と湖東地区行政一部事務組合負担金斎場分1,446万6,000円、空き家解体費補助金120万円です。

委員からは、空き家解体について所有者との折衝状況についての質問があり、当局からは、22軒の危険な空き家を把握しており、今後、自治会、消防署の協力により、取り壊し、飛散防止に努めていくとの回答がありました。

4款2項2目廃棄物対策費1億1,084万2,000円の主なものは、一般ごみ及び資源ごみ、

粗大ごみの収集委託料等の9,020万1,000円です。

3目クリーンセンター費2億1,922万8,000円の主なものは、クリーンセンターの維持管理の人件費とごみ処理に係る光熱水費4,735万9,000円、粗大ごみ処理施設運転管理委託料3,862万1,000円です。

4目最終処分場費2,517万4,000円は、最終処分場の維持管理に係る経費です。

5目し尿処理費9,047万8,000円の主なものは、男鹿地区衛生処理一部事務組合負担金です。

9款1項1目消防費8億992万8,000円の主なものは、湖東地区行政一部事務組合負担金消防分2億6,345万7,000円及び男鹿地区消防一部事務組合負担金4億7,407万2,000円です。

2目災害対策費2億2,774万6,000円の主なものは、デジタル防災行政無線更新工事1億9,629万4,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億6,696万1,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項国民健康保険税6億3,917万7,000円、3款1項国庫負担金5億849万2,000円、5款1項前期高齢者交付金12億5,646万4,000円、7款1項共同事業交付金9億9,281万8,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、2款1項療養諸費22億3,014万円、2項高額療養費2億7,674万2,000円、3款1項後期高齢者支援金等4億7,770万4,000円、7款1項共同事業拠出金11億593万2,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,527万円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項後期高齢者医療保険料1億6,131万4,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、2款1項後期高齢者医療広域連合負担金2億5,203万4,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億438万4,000円です。
歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項介護保険料7億372万7,000円、3款1項国庫負担金6億2,170万5,000円、4款1項支払基金交付金9億6,342万2,000円、5款1項県負担金4億9,564万3,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、2款1項介護サービス等諸費30億2,236万6,000円、5項特定入所者介護サービス等費2億674万2,000円、4款2項包括的支援事業・任意事業費6,813万円です。

委員からは、高齢者が増加する中での市地域包括支援センターの業務についての質問があり、当局からは、平成25年度に相談業務に従事する職員を1名増員し、さらに、平成26年度からは社会福祉士の有資格者を認知症地域支援推進員として配置し、認知症高齢者への対応を強化しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情について

高齢化の進展に伴い、今後ますます増加する介護サービスの需要に対して、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善を図ることは、サービス提供体制の整備と確保において必要であることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第4号、潟上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） このたび介護保険法の中の条例、特に標準段階を6段階から9段階にするということと、それから介護保険料の大幅な値上げがありますけれども、2点にわたってお聞きしますが、介護保険料値上げのために当局がいろいろな、あまり値上げを抑えるためにいろんな努力もしたと思うんですけれども、そのことと、それから値上げについての当局の見解についてお話があったのかどうか。それから、以前は1から6段階までの段階がありましたけれども、今回は1から9までの段階に変わりました。以前は1から6までの介護保険料については、25%ずつの値上げというか、所得による高低があったわけですが、今回は6段階を標準として、それで弱者対策として1から6までというふうなことのようなんですけれども、1から6までの段階一つ上がるごとの値上げの幅、値上げというんですか、保険料の幅と、それから7から9までの所得による保険料の額というんですか、それはパーセンテージでは変わっているのでしょうかというふうな、どういうふうになっているのか、そこら辺をお聞きしたいんですけれども。

○議長（伊藤榮悦） 1番。

○社会厚生常任委員長（鏡 仁志） これは6段階から9段階までということになりましたけれども、これは国の基準どおりでやるということになっておるわけでございます。そしてまた、保険料は6,500円ということでございますけれども、これはやはり非常に、6,500円って書いてありますけれども、これ6,500円以上になるとか、かなり納入する人も非常に苦しくなるだろうということで、これはあれです、そういうことで、なるべく納付者に負担をかけないということでそういうことになったわけでございます。保険料をアップして、いかに抑えているかということにもなるわけで、この保険料にならざるを得なかったことを理解していただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） この保険料にするに当たっての、私、当局の見解についてお話あったのか、あればそこら辺をお聞きしたかったってということと、1から9までの一つ段階が上がるごとに何%ずつ上がって行って、保険料を上げたのかっていうふうなところもお聞きしたかったんです。1から6までのときは25%ずつでしたけれども、1から6まで、それから7から9までというところはパーセンテージが、値上げの料ですか、率っていうんですか、それが説明あったのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 1番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） それは2.2%上がるということでした。それから、2.27%ですね。それ以外のことはありませんでしたので、お答えさせていただきます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） いや、1から9までの段階のところ2.何%ずつ上がるっていうのは、保険料としてはおかしいですよ、計算的には。ちょっとそれ間違いなんじゃないんですか。説明がなければいいんですけれども、恐らく何%ずつ上がっていきますよってというようなことは説明あったと思うんですけれども、そこら辺について。

○議長（伊藤榮悦） 1番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 改正であります。5期計画との比較において介護保険料が2.27%引き上げされましたが、要支援、あと、ありまして、2.27%引き上げがあります。上がるあれはありませんけども、5期計画において2.27%引き下げが示されました。そういうことでございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 私の聞いていることとちょっと違うんですよ。回答がね。もう一回お願いします。休憩入れてもいいですから。回答が全然違うんですよ。間違った回答してるんです。それではだめでしょう、議会としては。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時06分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番。

○社会厚生常任委員長（鏡 仁志） 今、藤原議員からされましたけれども、これ、潟上市の参考資料にみんなついておるとおもいますけども、1号に掲げる3万2,400円、それから3号は4万8,600円、4号は6万4,000円、5号が8万1,000円、6号が9万7,000円、こういうふうになっていますので、参考資料にみんな書いてありますので後でご覧いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、議案第9号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第10号、潟上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第11号、潟上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第19号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定につ

いて質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 飯田川高齢者生きがい対策創作館、これについて、指定管理については別なことはありませんけども、ちょっと、建築後何年になりますでしょうか。それから利用状況、簡単にわかりましたらお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 1番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） ちょっと今、何年なるかということはちょっと私もわかりかねますが、そこまでは審議しておりませんでした。

それで今、利用者の状況でございますけども、平成23年度が286人、平成24年度が275人、平成25年度が250人、平成26年度が269人、これは今年の1月まででございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第20号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

(案) について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算 (第4号) (案) について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算 (案) について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案) について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番 (藤原典男) 2点お聞きします。

一つは、1から9段階までの所得の関係なんですけれども、該当する方のおよその人数というのは説明あったのかっていうことが1点と、それから、去年と比べ、予算総額ではどれくらい多くなっているのか。その2点をお伺いします。もし説明ありましたら宜しく願います。

○議長 (伊藤榮悦) 暫時休憩致します。

午後 3時15分 休憩

.....
午後 3時17分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 今、藤原議員から37号、介護保険、これは国から一体的に実施するよう示され、各種事業にそれぞれ対応を行っております。そして、要支援1・2の方のケアプラン作成の委託料が含まれています。先ほど説明したとおりでございます、その人数は把握されておりません。説明ありませんでした。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） したがってあれですか、比較も審査なかったということですか。

審査なかったということです。8 番。

○8 番（藤原典男） そうすれば、1 から9 段階までの所得によるそれぞれの該当する人数と、それから去年と比べて予算総額ではどれくらい多くなったのかという審議はしなかったということいいんですか。

○議長（伊藤榮悦） 1 番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） すみません。そこまでは掘り下げませんでしたので、あれです、以上で終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。12番。

○1 2 番（菅原理恵子） 委員長、お疲れ様です。

認知症地域支援推進員設置事業というのは、これは新しい事業だと思うんですけども、構成人数等々も含めてもう少し詳しく説明いただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。

午後 3 時 1 5 分 休憩

.....
午後 3 時 1 7 分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番。

○社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 今の質問でございますが、今回は25年度の相談業務をしておられる方を準備する職員を1名増員する。さらに26年度からは、社会福祉士の有資格者を認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者への対応を強化するとのことでございます。1名の増員でございます。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、陳情第3号、介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、陳情第3号、介護報酬の引き下げに反対し、介護事業所の経営安定と介護労働者の処遇改善をめざす陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。3時30分まで。

午後 3時22分 休憩

.....
午後 3時31分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員長の報告を求めます。13番中川光博産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（中川光博） それでは、報告を致します。

平成27年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成27年3月3日、4日、5日

出席委員 小林 悟、藤原幸雄、藤原典男、佐藤義久、児玉春雄、菅原理恵子、
中川光博

説明当局 産業建設部長、水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長
書記 農業委員会事務局 斉藤雅基さんをお願いしております。

審査の経過と結果

付託された議案についての現場視察

議案第34号関係 道路新設現地調査事業の昭寿苑から出戸新町、大豊小学校線改良工
事箇所

議案第39号関係 蒲沼地区下水道整備事業箇所

議案第45号関係 昭和浄水場

議案第14号、潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について

本条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、法律の題名
を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について

本条例は、下水道法施行令の一部改正に伴い、下水道に排除される排水に係るカドミ
ウムの基準値を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、現状のカドミウムの数値について質問があり、当局から、市公共下水道
と流域下水道の接続点で年2回調査し、カドミウム及びその他化合物の現状の数値は、
1リットル当たり0.005ミリグラムとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項7目総務費国庫補助金の増額の主なものは、地域住民生活等緊急支援交付金
（地方創生先行型）の道の駅改修工事等3,806万6,000円、地域住民生活等緊急支援交付
金（地域消費喚起型）の共通商品券事業の8,174万2,000円の増額です。

13款2項3目土木費国庫補助金の減額の主なものは、道路橋梁費補助金の社会資本整
備総合交付金4,818万円で、交付金確定によるものです。

14款2項4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金のあきたを元気に！農業夢プラ
ン実現事業費補助金606万8,000円の減額、青年就農給付金525万円の増額です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款7項地域住民生活等緊急支援交付金事業費の主なものは、2目観光客誘致事業費

の道の駅改修工事4,000万円と、3目共通商品券事業費の共通商品券事業補助金7,871万8,000円、消費喚起効果調査委託料302万4,000円の増額です。

委員からは、共通商品券事業費の消費喚起効果調査委託料について質問があり、当局から、消費喚起効果を測定するもので、商品券の購入金額や利用店の種類など、ある程度の質問項目の例が国から示されており、詳細はこの後検討して決定することになりますとの回答がありました。

6款1項農業費の主なものは、3目農業振興費であきたを元気に！夢プラン実現事業費補助金606万円の減額です。

4目農地費で県営土地改良事業負担金8,089万円の減額です。

委員からは、あきたを元気に！夢プラン実現事業費補助金の減額について質問があり、当局から、1法人が申請したが、申請内容の計画の見直しが必要のため不採択になったものです。その申請の中には、採択になった補助部分もあるとの回答がありました。

8款2項道路橋梁費の主なものは、2目道路新設改良費で調査設計等委託料2,170万8,000円と改良工事負担金5,746万4,000円の減額で、事業の精算によるものです。

5項住宅費は、木造住宅耐震診断及び改修の補助金180万円の減額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億237万2,000円とするもので、主なものは、消費税確定による減額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,720万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億750万2,000円とするもので、流域下水道事業負担金1,712万8,000円の減額が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,044万4,000円とするもので、財政調整基金への積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて

本案は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法の規定により、平成27年度潟上市一般会計から9,318万4,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて

本案は、下水道事業推進のため、地方財政法の規定により、平成27年度潟上市一般会計から5億7,226万円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて

本案は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法の規定により、平成27年度潟上市一般会計から474万円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）について

歳入の主なものについて申し上げます。

12款1項6目土木使用料7,696万6,000円の主なものは、住宅使用料です。

委員からは、住宅使用料の過年度分の徴収対策について質問があり、当局から、督促状の送付、高額滞納者には呼び出しによる分納誓約、訪問による徴収を実施している。また、保証人に対しては、その責任についても説明しているとの回答がありました。

13款2項4目土木費国庫補助金2億1,810万円は、道路橋梁費補助金と住宅費補助金の社会資本整備総合交付金です。

14款2項4目農林水産業費県補助金1億6,613万3,000円の主なものは、農業費補助金の多面的機能支払交付金9,564万2,000円です。

14款3項4目農林水産業費委託金、5目商工費委託金及び6目土木費委託金の主なものは、昭和工業団地管理業務委託金123万1,000円と各課に係る権限移譲推進事務交付金です。

19款3項貸付金元利収入8,791万7,000円の主なものは、中小企業振興融資預託金8,000万円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

4款1項7目浄化槽普及費804万円の主なものは、合併処理浄化槽事業特別会計繰出金474万円です。

8目水道事業費9,972万7,000円の主なものは、水道事業会計繰出金9,381万2,000円です。

6款1項農業費4億1,734万4,000円の主なものは、3目農業振興費の経営所得安定対策推進事業費補助金995万8,000円、農地集積協力金交付事業費補助金830万円、青年就農給付金825万円、4目農地費の多面的機能支払交付金事業費補助金1億2,752万4,000円、6目農業集落排水事業費は特別会計への繰出金9,318万4,000円です。

委員からは、青年就農給付金の対象者について質問があり、当局から、天王地区5人、昭和地区3人、飯田川地区1人の9人との回答がありました。

6款3項水産業費7,623万8,000円の主なものは、工事請負費6,429万9,000円で、漁港の機能保全工事です。

7款1項商工費2億4,301万1,000円の主なものは、1目商工振興費の商工会補助金900万円と中小企業振興融資制度預託金8,000万円、2目観光費の鞍掛沼公園3施設指定管理料6,344万5,000円、昭和地域農業総合管理施設改修工事1,019万6,000円、3目地域活性化イベント事業費1,725万5,000円です。

8款2項道路橋梁費6億5,809万6,000円の主なものは、1目道路維持費の除雪委託料1億円、2目道路新設改良費の調査設計等委託料5,130万円、道路改良工事3億1,900万円、改良工事負担金6,800万円です。

委員からは、市内の道路冠水箇所と雨水対策について質問があり、当局から、平成26年度に出戸新町地区と田屋地区及び追分緑町を含めた旧北光電子入口付近の雨水浸水現地調査設定委託を実施しており、今後は、優先順位をつけて冠水箇所解消のために整備したいとの回答がありました。

8款4項都市計画費7億1,038万8,000円の主なものは、2目公園費の公園等指定管理料6,219万2,000円をはじめとする委託料7,524万8,000円と、3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金5億7,226万円です。

8款5項住宅費6,110万円の主なものは、1目建築住宅総務費の住宅リフォーム補助金3,900万円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1億188万2,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項農業集落排水施設使用料799万3,000円、4款1項一般会計繰入金9,318万4,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款2項豊川地区排水施設費1,724万8,000円です。2款1項公債費7,777万2,000円です。

委員からは、一般管理費の修繕料の内容についての質問があり、当局から、マンホールポンプの自動通報装置の耐用年数が経過しているため、平成27年度から4年計画で順次更新するとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,423万9,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項下水道使用料4億1,498万6,000円、5款1項一般会計繰入金5億7,226万円、8款1項下水道債2億1,870万円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款1項総務費3億2,463万5,000円、2項事業費1億3万8,000円、2款1項公債費は8億2,856万6,000円です。

委員からは、蒲沼地区下水道整備の工事計画について質問があり、当局から、国の財政事情にもよりますが、計画としては平成30年度完成を予定しているとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ707万6,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、1款1項合併処理浄化槽施設使用料228万2,000円、3款1項一般会計繰入金474万円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款2項合併処理浄化槽施設費490万4,000円、2款1項公債費202万1,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第41号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ38万3,000円です。

歳入について申し上げます。

主なものは、3款1項基金繰入金37万3,000円です。

歳出について申し上げます。

主なものは、1款1項総務管理費33万3,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、平成27年度潟上市水道事業会計予算（案）について
収益的収入について申し上げます。

1款1項営業収益は5億2,029万6,000円で、主に水道料金です。

委員からは、水道料金はいつから統一されるかとの質問があり、当局から、平成27年度から統一されますが、一向地区のみ平成31年4月からの統一になるとの説明がありました。

2項営業外収益は6,732万2,000円で、他会計補助金、長期前受金戻入、水道加入金が主なものです。

収益的支出について申し上げます。

1款1項営業費用は4億7,455万5,000円で、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費が主なものです。

2項営業外費用は7,970万6,000円で、企業債償還利息、繰延勘定償却が主なものです。
資本的収入について申し上げます。

1款1項企業債は6,400万円です。

2項出資金は7,880万3,000円で、一般会計繰入金が主なものです。

資本的支出について申し上げます。

1款1項建設改良費は2億963万7,000円で、昭和浄水場自家発電設備工事の浄水設備費が主なものです。

2項企業債償還金は1億5,817万8,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第46号、市道路線の認定及び変更について

本案は、開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、道路法の規定に基づき、路線の認定及び変更するものです。認定する路線が12路線、変更する路線が26路線で、変更する路線については、平成26年度に実施した道路改良工事及び側溝改良工事等による延長の変更です。この認定及び変更により、総延長は40万1,997メートルになります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

請願第1号、T P P交渉に関する請願

本請願は、「T P P交渉に関する国会決議を順守し、守れない場合は、交渉から撤退すること」について意見書の提出を要望するものです。

今後の政府の対応を見極めるため、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

請願第2号、米価対策の意見書を求める請願

本請願は、「価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることは明らかであり、過剰米の市場隔離を官民あげて実施するなど、米穀の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復を図ること」「米直接支払交付金の半減措置と米価変動補てん交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策をとること」について意見書の提出を要望するもので、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第3号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

本請願は、「農政改革に当たっては、安全・安心な食を生産し環境に優しい農業を進める、国連も推奨する家族農業経営を育てることを旨とし、食糧自給率の向上を目指すものとする。一般企業の農地取得に道を開く農地法改定や農業委員会の公選制などの廃止を止めること」「協同組合である農協のあり方は、農協自身の改革を尊重し、法的な措置による強制は止めること」について意見書の提出を要望するものです。

今後の政府の対応を見極めるため、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

陳情第19号、労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情

本陳情は、『生涯派遣・正社員ゼロとなりかねない「労働者派遣制度」の制度改悪を行わず、派遣労働の原則である「臨時的・一時的な業務に限る」ことに厳しく限定すること』『サービス残業を合法化し、過労・過労死を助長しかねない「残業代ゼロ」の制度は導入しないこと』『解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりは行わないこと』について意見書の提出を要望するもので、全会一致で採択すべきものと決しま

した。

陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情

本陳情は、「ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行うこと」「全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること」「中小企業への支援対策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を実現すること」「中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること」「雇用の創出と安定に資する政策を実施すること」について意見書の提出を要望するもので、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第2号、労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情

本陳情は、『「労働時間規制の適用除外の拡大」や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」は行わないこと』『「正社員ゼロ・生涯派遣」につながる規制緩和は行わず、労働者派遣法を改正して、「均等待遇」と「臨時的・一時的な業務への限定」を明記すること』『解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりは行わず、整理解雇の4要件を法律化するなど、解雇規制を強化すること』について意見書の提出を要望するものです。

委員会でもなお研究検討が必要として、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告がありました議案第14号、潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第14号、潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第15号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 委員長、ご苦労さんです。

3ページの4目農地費で県営土地改良事業負担金8,089万円減額になりましたけども、この箇所はどういう理由でこの減額になったか、その理由だけ、どういう審議されたかお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） この件につきましては、これ以上の審議はしていません。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 3ページの8款2項道路橋梁費の主なものからずっといきまして、それでいわゆる委託料2,170万円、改良工事負担金として5,246万円、結構大きい数字ですが、これは事業の精算という形でいっておりますけれども、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○産業建設常任委員長（中川光博） ちょっと暫時休憩してください。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午後 4時00分 休憩

.....

午後 4時02分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番。

○産業建設常任委員長（中川光博） 特に詳しいところまでいろいろ詰めませんでしたけれども、精算費ということでの説明をいただきました。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第31号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第32号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第33号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第40号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第41号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第45号、平成27年度潟上市水道事業会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(戸田俊樹) 委員長、ご苦労様です。

水道事業についての、現在、総合発展計画等について順調に工事並びに実施地域が工事が完了しているか、その辺についての当局の説明並びに質疑があったかどうかをお願いします。

○議長(伊藤榮悦) 13番。

○産業建設常任委員長(中川光博) 今の質問ですけれども、水道事業のこれからの残ってる箇所、あるいは今後どうするかということで、常任委員会の中では天王地区についての議論がありました。当局の説明では、アンケート結果ですね、やってもいいという住民のアンケートが70%を超える地域はなくて、おおむね半分程度の回答でしたので、

当局としては、今現在のこういう住民の見込みだと、この先一時ストップするというお話をいただいております。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、議案第46号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第46号、市道路線の認定及び変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、T P P交渉に関する請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、請願第1号、T P P交渉に関する請願は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、請願第2号、米価対策の意見書を求める請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、請願第2号、米価対策の意見書を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第3号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、請願第3号、農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第19号、労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第19号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第19号、労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第2号、労働時間法制の規制強化

と安定雇用の確立を求める陳情は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

これから平成26年度各会計補正予算（案）及び平成27年度各会計予算（案）について、順次、討論、採決を行います。

最初に、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第4号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第27号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第28号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)については、委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第29号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第29号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第30号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、議案第34号、平成27年度潟上市一般会計予算（案）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第35号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第36号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、議案第37号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第38号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第39号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第40号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第41号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第42号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第43号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第44号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成27年度潟上市水道事業会計予算（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第45号、平成27年度潟上市水道事業会計予算（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第56、選挙第1号 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第56、選挙第1号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

選挙第1号、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙については、欠員1名を組合規約に基づき選出するものであります。

お諮りします。選挙第1号の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

欠員の男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に16番大谷貞廣議員を指名し、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員選挙の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大谷貞廣議員が、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員選挙に当選されました。

【日程第57、発議第2号 まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の設置に関する決議】

○議長(伊藤榮悦) 日程第57、発議第2号、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

発議第2号について、提出者の説明を求めます。3番佐々木嘉一議員。

○3番(佐々木嘉一) 私から、発議第2号について説明申し上げます。

まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年3月13日提出 潟上市議会議長 伊藤榮悦様

提出者 佐々木嘉一、賛成者 小林 悟、賛成者 中川光博

別紙でございますけれども、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会を設置する。

記

1. 名称

まち・ひと・しごと創生対策特別委員会

2. 設置の根拠

地方自治法第109条及び潟上市議会委員会条例第6条

3. 設置の目的及び所掌事項

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定により県や市町村は2015年度内に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が義務づけられ、このことに関しては、市当局においても市長を本部長とする組織の設置を表明されました。

また、平成27年度は潟上市合併10年を経て、今後10年の新たな総合計画の策定があります。

今般、審議されました平成27年度潟上市一般会計にも策定関係予算が計上されており、重要な時期にあるものと思います。

こうした状況を踏まえ、潟上市議会基本条例前文及び同条例第2章第2条（議会の活動原則）に規定する「政策立案及び政策提言の機能を一層強化する」に基づき本特別委員会を設置するものです。

また、所掌事項としては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の課題及び政策の研究検討は以下とし、提言を行うものとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の調査、研究
- (2) 潟上市における総合戦略に関わる政策目標
- (3) 潟上市総合計画との位置付け

4. 委員会の構成

委員会の構成は、議長を除く全員とし、議長をオブザーバーとして構成する。

5. 委員長及び副委員長

- ①委員長及び副委員長は委員会において互選する。
- ②委員長は委員会を代表し、委員会の総括及び会議の運営にあたる。
- ③副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを補佐する。

6. 委員会には、次の分科会を置く。

- 1) 人口ビジョン分科会
- 2) 地域資源活用分科会
- 3) 産業・雇用分科会

7. 分科会には互選により座長を置き、座長は分科会の運営を総括するとともに、委員会において報告する。座長に事故あるときは座長が指名する者が代行する。

8. 設置期間

本特別委員会の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

9. 閉会中の継続審査

閉会中の継続審査をする。

ちなみに、議会基本条例の第2章には、議会及び議員の活動原則ということで、4号に、合議制の機関として議員間の討議を活発化し、政策立案及び政策提言の充実強化に努めることという規定がございます。参考までに申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） まず、今日来てですね、こういうふうなものをやるからどうですかというふうに決めれと言われても、期間的なものでは、私決めれないと思うんですよ。特に3ページ目の、6、委員会には次の分科会を置くということで、人口ビジョン分科会、地域資源活用分科会、産業・雇用分科会というふうな分科会を、ただ名前だけを書いて、実際に何やるのかというようなことの説明もないし、ですから私は、これは事前に、今日の会議に出さないで、事前にやはり全員協議会なり会派会議なりで説明して、十分にこの内容がこうなんだと、書いている、それから調査してるものがこういうふうなことなんだよというふうな、みんながわかりやすいような状態にしてから私は本会議に提案すべきじゃなかったのかと。なぜそういうふうなことをしなかったのかというのが、まず1点。

それから、2点目は、予算書見てもわかるとおり、この問題については当局も調査費っていうふうなことであげて、委託料というふうなことであげてますね。いろんなものを、人口の問題とかいろんな産業の問題とか、いろんなことを調べる、そしてまた、政策目標をつくっていく上では、当局自身も委託というふうなことでまずあげてるわけですよ。ですから私たちがその結果を待って、例えば一番の、まち・ひと・しごと創生総合戦略の調査、研究とか、潟上市における総合戦略に関わる政策目標とか、総合計画の位置づけとかってなっても、これは、じゃあ、当局が調査結果、委託されたものがわかってからやるのか、私たち自身が、議会側がね、独自に調査してやれるのかどうかというふうな問題もあるんですよ。ですから、これはやはり、議会で独自にやるとすれば予算も伴うことにもなるし、結局は当局の得た、委託された内容でもって議会も動いていくと思うんですよ。そこら辺はどうなのかと。独自の調査でもってやるとすれば、私

は非常に困難なことがあるんじゃないかな。そこら辺の調査のやり方っていうのはどうなのか。それが2点目。

それから、3点目はね、設置期間なんですけれども、いろんな調査やった中で、例えば当局が委託されてそのものが結果が出た場合ですね、1カ月、2カ月で委託したものが出てくるというふうに私は思わないんですよ。何カ月か期間がかかると思うんです。ですから、そのかかった期間、出てきたときにまたつくるのもいいんですけども、私はこの期間の設置においては、これからいろいろ委託された内容が出てきたときに、あれこれまず議論していくと、結果的にはあれでしょう、1年間というふうなことで私はできないと思うんですよ。こういうふうな大きな問題については。当局どういうふう考えてるかわかりませんが。ですから、その設置期間の問題、それから、やるとすればですね、やはりちゃんとした体制と、それからみんなの意思統一というふうなものが必要だし、今出されて判断しなさいと言われても、私、判断できません。そこら辺についてどのように考えているのかというふうなことを私聞きたいんですけどもね。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） それでは、私の方からお答え申し上げます。

まず一つは、突然の提案で考えるいとまがないというふうなことでございますけども、いずれ私ども今議会開会中でありまして、いろいろなその課題があります。そうしたことで、今回の議会の全体のこと、あるいは一般質問された皆さんもそれぞれ、地域創生についても何人かの方が質問されております。そういうふうなことを考えながら、やはりどういう形がいいのかというふうなことで考えてみた場合、まずは、いろんな趣旨がありますけれども、形、あるいは所掌事項まで考えておかなければなりませんので、まず、そういう点では時間がなかったわけですけども、これをこの次の議会まで延ばす、あるいは臨時会ということもあるでしょうけども、延ばすのはちょっと時間的な、先ほど最後の問題で時間がないというふうなことであつたけれども、むしろ時間があまりなさすぎるから早く立ち上げた方がいいだろうというふうなこともありまして、急ぎよの立ち上げとなったところであります。その点についてはご理解願いたいと思います。

それから、2つ目の予算書、いわゆる当局のこれに取り組むためのいろいろな予算書を見ますと、人口統計から初め、各種のいろいろな委託料なり、あるいは総合計画委託料随分とあります。これは、当局はそれなりの成果品をつくるための一つのデータの取得なり、いろいろな調査の委託だと思っておりますけれども、私ども議会としては、そうした

委託料だとか予算的な措置より、むしろまず議員個々が考えている、実際、市民サイドの問題とか、いろんな、地元の潟上市を見てのいろいろな素朴な提案があるのではないのかなというふうなことであります。さらには、まずそれを分析評価して、いろんなデータをもとにしてやるとすれば、当然そういうふうなそのことも出てくると思います。それらについては、委員会が実際開会して、いろいろな政策論争をしていく中で、いろいろ出てくる資料については、その都度何とか求めながら、その提案の正確整合性をきちんとやっていきたいなというふうなことでありますし、例えば、特に開かれた議会、市民参加というふうな点から申し上げますと、市民にいろいろ問いかけて、地方創生の課題について市民から開かれた議会として意見を聞くというふうなこともあろうかと思えます。これは実際取り組んでみなければわからない問題もあると思えます。ただし、それはそれなりに、その都度、やはりそのことを解決していくというふうなことであると思えます。

設置期間の問題につきましては、1年では不足ではないかということですが、この問題については国の方でも、もう1年でできないものは5年たつたってできないだろうということ、むしろやる気の問題だというようなことで、そんな国の所管の大臣がそんなことを言っております。つまり最初からこの問題はわかっておる問題でもありませんし、日常的に行政をやっておる、あるいは地域課題として取り組んでおられる課題もあると思えますが、それらをやはり将来に向けての地域創生のための課題として取り組むということもあろうかと思えます。期間、今、1年、大変なわけでありますけども、やはり限られた中で、幾ら長く考えてもいい考えは出てこない場合もありますし、やはり限られた中できちんとまとめてみたいなど、そんなことであります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） まずいろいろ言われましたけれども、私、前にも言いましたが、3ページ目の6のところの、人口ビジョン分科会とか地域資源活用分科会とか産業・雇用分科会とか、名前を羅列してるだけで、じゃあ実際に何やるのかというふうなのがわからないままに、しかもデータをどういうふうに持ってくるのかというふうなことははっきりしないというふうなことでは、今の時点ではやはり賛成というふうなことには私ならないし、もっと議員間の理解が必要だと思います。ですから、これは大事なことから、臨時会とかそういうふうなことじゃなくて、早い時期に全員協議会を開いて、そ

の中で、なぜこういうふうなことをやらなきゃいけないんだ、データの環境はどうするのか、それから当局でも行政改革委員会とかいろいろ審議会とかありますけれども、その結果を見ながらいろいろな意見を取り入れるとか、その手法についてもね、じゃあどうするのかというようなこと、何も無いまま、ただ設置するだけでは、全体のものが見えないし、私はちゃんと皆さんに事前にやはりちゃんと理解していただくような時間が私は欲しいというふうに思います。ですから、今ちょっと早いんじゃないかなと思いますよ。

○議長（伊藤榮悦） 意見ですね。意見ですね。

ほかにありませんか。14番。

○14番（佐藤義久） 立ち上げが早い方がいいと思ひまして、こう見てみましたが、3ページの6番の、委員会には次の分科会を置くと。1の人口ビジョン分科会等々、2、3番までありますけど、教育や子育てについても、これ挿入した方がいいなと思ひますので、適切どころへ、教育・子育てを研究というか、いろいろな調査をすべきだと思います。提案しておきます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。9番。

○9番（西村 武） 私も、先ほど藤原議員の方から申されたとおり、全くこの、今、当局が企画政策課の方で、例えば行政改革推進委員会、あるいは総合計画検討委員会など、それからもう一つは総合計画、こういうものを立ち上げて、現在のデータではまず役に立たないのでこういうような新たにですね、総合発展計画、そういうものを例えばですね、人口の動態、あるいは雇用の確保等につきまして、こういう委託料をきちんと払って、これから調査をすると、計画を立てるんだと、1年間の例えば調査で計画立てるんだと、そういうときにデータもないのにね、こういうことが我々が何をもとにして審査をしていくのかですね、非常にはっきりしないんですね。ですから、先ほど藤原さんが言ったように、まずね、あまりにも唐突であるということは1点です。そして、そういう資料不足。何を調査するのもはっきりしない。ですから、もう少し検討する余地があるのではないかと、このように思ひます。発議者の見解を求めます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） さっき、人口ビジョン分科会については、ちょっと不足でないかと。実は私もその点は考へておりまして、子育て支援、あるいは教育というふうな部分も、この後、補足しますと、どこへ入れるのかというふうなことは、これから立ち上げ

る段階での準備段階で、その点はきちんとしなければならないのかなと思っております。

それから、今、早急に、急に立ち上げて、行政の方でいろいろ立派な確実な調査をする、議会では何もないと。言ってみれば手振り編み笠で何ができるというふうな、そういうふうなことだと思っけども、やはりそれはそれとしてのやはりデータをもとにしてやるわけだけれども、そのデータはやはり、例えば調査した人口推計なり、いろいろな人口動態などの調査というのは、それは議会の方でも調査したものは借りてもいいのでないのか。それは当然同じ目的に向かって、当局も執行部も議会も同じ目的に向かってやるのですから、もしそういうふうな必要があれば、その部分についてはその資料を活用してもいいのでないかと。ただし、どちらかといえればいろんなその考え方があると思います。人口問題を推計してどういうふうな答えを出していくかと。例えば、出生率の場合でもね、人口1億人を確保するとすれば、今1.2か3のやつを2.07ぐらいに上げるというふうな、そういうこともまず実際いろいろな文献見てみますと、いろんないわゆる示唆に富んだ資料はあります。それを潟上市の場合は実際どうなのかと。潟上市の場合でも、今、高齢化率は非常に下がっていますけれども、そのうち30%超す時代も来ますよ。そういうふうなことも全部見ながら、いろいろと検討していくと。議会の場合は、どちらかという執行機関ではありませんので、政策の提言、あるいは言ってみれば一つの政策目標を出すというふうなことなので、それらについてはやはり、まず現状の潟上市をしっかりと見ながら、現実的な問題を出していくというふうなことになるかと思っています。いずれ、別にそのことについては、これから走り出せばいろいろみんなで知恵を出し合って検討していくということがあると思います。

以上であります。

- 議長（伊藤榮悦） 時間が4時56分40秒ということで、時間が若干延長されることになるのかどうかということで、お諮り致します。時間を延長してよろしいでしょうか。2番。
- 2番（堀井克見） 時間を延長するかということに対して、私が「はい。」って今発言求めたの。いいですか。議長、いいですか。
- 議長（伊藤榮悦） はい。
- 2番（堀井克見） 間もなく5時ですので議会延長の手續必要になってきましたが、大体ね、今発議者から説明ありました、縷々。それに対して3人ですか、もう出てますので、ある程度ですね、このまままたやってくと堂々巡りとなりかねないので、私はやは

り本会議場でありますから、議会議員一人一人がきちっとこの発議に対して意思表示をするということが決着していいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） あと、この発議と、それから後の方でこの検討というのはありませんので、これが終わるまで延長したいと思います。

○2番（堀井克見） 時間延長してやればいい。

○議長（伊藤榮悦） だから延長、5時になりますと時間延長になります。

5時以降も延長しますので、了解宜しくお願いします。9番。

○9番（西村 武） 先ほど発議者から答弁がありましたけれども、今回のこの発議というものは、私はそういうデータがそろってから検討してもいいのではないかと、私このように思います。なぜかという、例えば今回の委託料の中でもそういう、出生率や、あるいは結婚のそういう現状ですね、若者の結婚の現状、そういうものも調査の中に含まれているんですよ。それ、我々がそういう資料も持たないで、ただ集まって何を調査するかと、こういうことになりますよ。ですから、こういうものがある程度そろってからやるのもまたいいんじゃないかと私はこのように思います。別に今少し早いんじゃないかと。ある程度、そういう当局の調査に基づいて、そういう中で意見を出していくというのは私はいいいんじゃないかなと思います。

○議長（伊藤榮悦） ご意見を伺っておきます。

それでは、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、発議第2号、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の

委員長、副委員長、各分科会の委員及び座長の選任につきましては、最初の委員会において協議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、まち・ひと・しごと創生対策特別委員会の委員長、副委員長、各分科会の委員及び座長の選出につきましては、最初の委員会で協議することに決定しました。

ここで当局より発言がございます。鑑副市長。

○副市長(鑑 利行) すみません。貴重な時間を拝借して、皆さんにご報告申し上げます。

この3月31日で退職される職員をご紹介します。

順不同ですけれども、最初に総務部長の幸村公明です。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) 長い間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 産業建設部長の児玉俊幸です。

○産業建設部長(児玉俊幸) 本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 農業委員会事務局長の根 一です。

○農業委員会事務局長(根 一) 長い間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 教育部長の菅原 一です。

○教育部長兼教育総務課長(菅原 一) 長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 福祉保健部長兼福祉事務所長の鈴木 司です。

○福祉保健部長(鈴木 司) 大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 会計管理者の川上 護です。

○会計管理者(川上 護) 大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 部長待遇生活環境課長の関谷良広です。

○部長待遇生活環境課長(関谷良弘) どうもお世話になりました。ありがとうございました。

した。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 最後になりますが、総務課長の小玉優子です。

○総務課長(小玉優子) いろいろありがとうございました。(拍手)

○副市長(鑑 利行) 以上で、貴重な時間を拝借しました。終わります。ありがとうございました。

○議長(伊藤榮悦) 以上で、本定例会に付議されました議案は、すべて終了しました。

これをもちまして平成27年第1回潟上市議会定例会を閉じます。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

午後 5時02分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 伊 藤 榮 悦

〃 署名議員 佐 藤 義 久

〃 署名議員 児 玉 春 雄